

福祉タクシー、はり・きゅう等施術費の助成申請の受付を始めます

令和2年4月以降、「福祉タクシー」、「はり・きゅう等施術費」の助成制度を利用する場合は手続きが必要で

4月以降も引き続き利用を希望する方、また、これから利用をしようとする方は、利用申請書を提出してください。(現在ご使用中の福祉タクシー券、はり・きゅう等施術料金割引証は4月以降利用できなくなります)

福祉タクシー利用の助成

高齢者または障害者の社会参加の促進や通院等に利用していただき、健康の増進を図ることを目的に、町内タクシーの利用料の一部(基本料金)を助成する制度です。

■利用対象者

身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1～3級をお持ちの方および満80歳以上の方

■交付枚数

・人工透析患者……年間48枚
・身体障害者等……年間24枚
・満80歳以上……年間12枚

■内容

町内のタクシー業者を利用した場合に限り、基本料金を助成します。

■有効期限

4月1日～令和3年3月31日

■申請手続き

○場所

各総合支所窓口、各出張所福祉課(たばなヶアプラザ内)

○持参するもの

・身体障害者手帳
・療育手帳
・精神障害者保健福祉手帳
・印鑑



はり・きゅう等施術費の助成

老後の生活と心身の安定を図り、健康の増進に寄与することを目的に、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅうの施術費の一部を助成する制度です。

■利用対象者

満65歳以上の方

■交付枚数

最大で年間48枚(1カ月4枚)

■内容

町の指定する施術所で、はり・きゅう等の施術を行った場合に、1回につき、1術の場合に700円、併術の場合に800円を助成します。

■有効期限

4月1日～令和3年3月31日

■申請手続き

○場所

福祉課または、各総合支所・出張所

○持参するもの

印鑑

※4月からの利用をご希望の方は、3月19日(木)までに申請してください。

■問い合わせ

福祉課 民生福祉班

☎0820(77)5505

めざせ！ かしこい消費者

ご相談は…

柳井地区広域消費生活センター

☎0820(22)2125

山口県消費生活センター

☎083(924)0999

還付金が戻ってくるって本当!?

相談

町役場職員を名乗る者から、「医療費の還付金がある。ATMで手続きするように」という電話があったが、そんなことはあるのだろうか。

アドバイス

役場の職員がATMの操作を電話で指示することは絶対ない。還付金の心当たりがある場合でも、すぐにATMに行かないこと、役場の担当部署に電話をかけて確認することを助言した。

ワンポイント講座

公的機関や金融機関の職員をかたり、「医療費の還付金がある」「健康保険料を返金する」などと言い、還付金の受取手続きのためにATMに行くよう誘導し、実際には消費者に振込をさせてお金をだまし取る「還付金詐欺」に関する相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。「お金が返ってくるのでATMに行くように」という電話は詐欺です。すぐに電話を切りましょう。不審な電話があった場合は、家族や身近な人に相談したり、警察や柳井地区広域消費生活センターに電話したりしましょう。